

## 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

2017年7月7日、核兵器禁止条約が、122か国・地域の賛成で国連で採択された。本条約は、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇など核兵器に関わる活動を全面的に禁止し、核兵器を違法化する画期的なものである。条約には被害者への援助も定められている。

広島、長崎に原爆が投下され甚大な被害を受けた日本は、被爆者の方を先頭に核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶のための働きかけを続けてきた。町田市が加盟している平和首長会議も、一貫して核兵器廃絶と恒久平和を主要な目的として活動してきており、本条約の推進のためにも大きな貢献を果たした。

2020年には、発効に必要な50か国・地域が批准し、2021年1月22日に条約が発効された。さらに2022年6月には、第1回締約国会議が開かれ、「核のない世界」に向けて強い決意が示された。ロシアのプーチン大統領がウクライナ侵略に際して、他国を核で脅す発言を繰り返しているなか、核兵器は絶対に使用してはならない究極の大量破壊兵器であり、核兵器の廃絶を求める核兵器禁止条約に参加する国・地域が増えることで核保有国も影響を無視できなくなる。2022年6月29日時点で、批准する国・地域が66か国に増えるなか、唯一の戦争被爆国の日本が核廃絶を牽引する役割を果たすことが求められており、条約に参加することへの期待は大きい。

よって町田市議会は、政府に対して、核兵器禁止条約への参加を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。